

平成 26 年 1 月 23 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

1 区外指定地域密着型サービス事業者

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外の指定事業者の更新については、練馬区が利用を認めた被保険者のみに効力を有することとなる。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
ソレアード鴻巣	埼玉県鴻巣市 上谷 141-1	株式会社ウェ ルフェアクリ エイション	27 名 (※)	平成 20 年 3 月 10 日	平成 26 年 3 月 10 日 (指定有効期間満了日 : 平成 32 年 3 月 9 日)

※ 利用定員のうち練馬区被保険者は 1 名のみ。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
ニチイケアセン ター小茂根	板橋区小茂根 5-4-41	株式会社ニチ イ学館	10 名 (※)	平成 20 年 3 月 1 日	平成 26 年 3 月 1 日 (指定有効期間満了日 : 平成 32 年 2 月 29 日)

※ 利用定員のうち練馬区被保険者は 1 名のみ。